

岩倉市私道整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活環境の改善に寄与するため私道の整備促進に伴う補助金交付について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「私道」とは、次に掲げる要件をすべて満たす道をいう。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）の規定により設置された道路以外の道であること。

(2) 当該道の敷地が、私人の所有に属するものであること。

(3) 当該道が、現に一般通行の用に供されているものであること。

2 この要綱において、「整備工事」とは、アスファルト舗装並びに側溝整備工事及びこれらに伴う既設構造物の撤去移設工事とし、施工方法については、別途協議するものとする。

3 この要綱において、「私道利用者」とは、日常生活のために常時利用している者とする。

(補助金交付の決定)

第3条 補助金交付の対象とする私道は、次に掲げる要件を満たすものから市長が決定する。

(1) 幅員1.5メートル以上とする。ただし、道路の一端が行き止まりのもの（延長15メートル以上かつ私道に接した土地利用で家屋が3戸以上のものに限る。）にあつては、幅員2.0メートル以上であること。

(2) 当該私道の両端のうち少なくとも一方が舗装された道路（アスファルト舗装され、又は当該年度に舗装される場合も含む。）又は本要綱の補助金交付の対象となった私道に接していること。

(3) 補助金交付の対象とする私道に工事に支障となる物件等がないこと。

(4) 補助金交付の対象とする私道に接して河川、がけ等があるときは、工事に支障とならない程度の防護がなされていること。

(5) 補助金交付の対象とする私道の形態及び排水状態が工事の施工

上不適当でないこと。

(6) 近い将来において補助金交付の対象とする私道に地下埋設物の埋設、その他掘削を伴う計画がないこと。

(7) 営利を目的として行うものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に公益上必要があると認めたときは、前項各号の要件に該当しない場合であっても補助金交付の対象とする私道とすることができる。

(補助率等)

第4条 市長が認めた工事については、工事費の5分の3の補助金を交付する。

2 補助対象となる工事は、当該私道が道路として機能するために必要な部分とし、補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）の事情によりそれを超えて施工する場合はその部分について補助対象工事から除外する。

(補助金の交付の申請)

第5条 申請者は、当該私道利用者の総意に基づき代表者を定め、私道整備工事費補助金交付（変更）申請書（様式第1の1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者（私道利用者）選任書（様式第1の2）

(2) 承諾書（地主）（様式第1の3）

(3) 誓約書（様式第1の4）

(4) 工事内訳書及び設計書

(5) 私道現況調書（様式第1の5）

(6) 工事施工位置図

(7) 現況写真

(8) 地積図の写し

(9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認められる場合は、速やかに私道整備工事費補助金交付（変更）決定書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 交付の決定通知を受けた申請者は、やむを得ない事情が生じたとき又は当該決定の内容若しくはこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書類を市長に提出し、申請の取り下げをすることができる。

(着手届)

第8条 申請者は、工事に着手するときは、私道整備工事着手届(様式第3)に次に掲げる書類を添付のうえ市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 工事内訳明細書
- (3) 工程表
- (4) 現場代理人及び主任技術者
- (5) その他市長が必要と認める書類

(変更の承認)

第9条 申請者は、補助工事について、次の各号に掲げる内容を変更しようとする場合には、私道整備工事費補助金交付(変更)申請書(様式第1の1)に関係書類を添えて市長の承認を受けなければならない。

- (1) 工法又は工事箇所の変更
- (2) 工事金額の増減

(遅延の報告)

第10条 申請者は、整備工事が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は遂行が困難となった場合は、その理由及び状況を記載した書類等を市長に提出しなければならない。

2 前項の提出があった場合、市長は、速やかに適正な指示を行うものとする。

(完了届)

第11条 申請者は、整備工事が完了したときは、私道整備工事完了届(様式第4)を工事の完了の日から起算して7日以内に市長に提

出しなければならない。

(完了検査)

第12条 市長は、前条の私道整備工事完了届を受理したときは、その日から起算して14日以内に市の検査基準に基づき検査をするものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、工事検査後、請求書(様式第5)による申請者からの請求に基づき、補助金を交付する。

(決定の取消し)

第14条 市長は、申請者が補助金を他の用途へ使用し、又は補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができるものとし、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合は、整備工事の当該取り消しに係る補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(遅延利息)

第16条 申請者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ100円につき年14.6パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の一部又は全部を免除することができる。

(維持管理)

第17条 整備完了後の当該私道の維持管理については、私道利用者が共同して行うものとする。

(私道の寄附)

第18条 整備完了後、当該私道が岩倉市道路寄附採納基準(平成22年8月1日施行)を満たし、かつ、市長が認めたものについては、申請者は当該私道を市に寄附することができる。

(その他)

第19条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（昭和58年3月7日制定）

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1の1（第5条、第9条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者
住所
氏名 代表者

私道整備工事費補助金交付（変更）申請書

私道整備補助工事を、次のとおり施工したいから、関係書類を添えて申請しますので、次のとおり補助金を交付してください。

施工位置	岩倉市 町		番地から	
	岩倉市 町		番地まで	
概要	延長	幅員	面積	特記事項
	m	m	m ²	
私道の 管理者	岩倉市 町	番地		
	(氏名)	(職業)	(電話)	
工事費	実施工事費			円
	補助対象工事費			円
補助申請 額	補助金交付申請額			円

- 注 1 当初申請（変更の字句を抹消して利用）のほか、当該工事費に変更のあった場合に使用する。
- 2 変更の場合は、変更前を上段に（ ）書きし、変更後と区分することとし、添付書類については、変更前と同一のものである場合又は廃止若しくは、中止の場合は添付書類を省略することができる。

様式第1の4（第5条関係）

年 月 日

誓 約 書

岩倉市長 殿

申請者

住所

氏名 代表者

私、この度私道整備工事費補助金交付の申請をするに当たり、岩倉市私道整備補助金交付要綱を厳守するとともに、工事完了後、私道として一般通行の用に供することを誓います。

なお、整備工事に伴い、問題が生じたときは、一切私道利用者の連帯責任において処理いたします。

様式第1の5（第5条関係）

私道現況調査書

年 月 日現在

事項	現況
地域の状況	①住宅地域 ②商業地域 ③農業地域 ④工業地域 ⑤その他（ ）
沿道の人家 連たん状況	①100% ②80%以上 ③60%以上 ④50%以上 ⑤40%以上 ⑥40%未満（ %）
沿道の人口	①大人 人 ②子供 人 ③自動車保有台数 台
交通規制等	①有(速度、一時停止、一方通行、駐車、その他) ②無
建基法道路位置指定	①有(年 月 日告示第 号) ②無
接続道路の 状況	①両端舗装済(本舗装、防じん) ②片端舗装済(本舗装、防じん) ①両端公道 ②両端私道 ③片端公道(他の片端 私道 通行止)
支障物件の状況	①無 ②有{工事の際撤去、撤去不可(通行に支障 有 無)}
崖等の状況	①無 ②有(防護済、未防護、工事前防護予定、危険なし)
私道の形態	①平たん ②傾斜 ③直線 ④多少曲線 ⑤曲線 ⑥その 他
排水の状況	①排水施設有(下水、側溝、その他) ②排水施設無(本工事で施工、排水良好)
埋設物状況	①無 ②有(水道、ガス、電柱、下水道)
私道の築造	①築造年 (年頃)
通行権	①無 ②有(賃借権、使用貸借、その他)

様式第2(第6条関係)

第 号
年 月 日

申 請 者 殿

岩倉市長 印

私道整備工事費補助金交付(変更)決定書

年 月 日付けで申請の私道整備工事に対し、下記条件
を付

して、次のとおり補助金を交付します。

なお、岩倉市私道整備補助金交付要綱第7条に規定する申請取下げ期
日は、

年 月 日までとします。

施工位置	岩倉市 町 番地から 岩倉市 町 番地まで
工事費	実 施 工 事 費 円
	補助対象工事費 円
補助金交付(変更)決定額 円	

記

(条件)

- 1 補助工事の実施にあたっては、岩倉市私道整備補助金交付要綱による。
- 2 補助工事終了後は、私道として利用すること。
- 3 その他

様式第3（第8条関係）

年 月 日

岩倉市長

殿

申請者

住所

氏名 代表者

私道整備工事着手届

下記のとおり届け出ます。

記

交付決定日・番号	年 月 日
施 工 位 置	岩倉市 町 番地から 岩倉市 町 番地まで
工 期	着 手 年 月 日 日間 完了予定 年 月 日
請 負 契 約 金 額	金 円
請 負 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 人 住所・氏名	

様式第4（第11条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者
住所
氏名 代表者

私道整備工事完了届

年 月 日付け第 号で補助金交付を受けました
次の工事は、 年 月 日完了しました。

施 工 位 置	岩倉市 町 番地から 岩倉市 町 番地まで
工 期	着 手 年 月 日 間 完了予定 年 月 日
請負契約金額	金 円
完了年月日	年 月 日

様式第5（第13条関係）

請 求 書

金

円也

但し、私道舗装等整備事業補助金

上記の金額をお渡しください。

年 月 日

住 所
氏 名 代表者

岩倉市長

殿

銀行			
信用金庫			店
農業協同組合			
預 金 種 別	普 通	口 座 番 号	番
	当 座		
振 込 口 座 名	先 義 人		